

## 令和7年第12回教育委員会定例会議事日程

### 1 日 時

令和7年11月28日（金） 午前9時30分から

### 2 場 所

島本町役場4階 議会第3・第4会議室

### 3 議 事

第1 会議録確認委員の決定

第2 第35号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する条例について

第3 第36号議案 令和7年度教育費補正予算（案）について

第4 第37号議案 訴えの提起について



第 3 5 号 議 案

島本町執行機関の附属機関に関する条例等の一部  
を改正する条例について

教育長に対する事務委任規則（昭和 34 年島本町教育委員会規則第 1 号）第 1 条第 1 項第 13 号の規定に基づき、議決を求める  
す。

令和 7 年 1 月 28 日 提出

島本町教育委員会

教育長 横山 寛



島本町条例第　　号

島本町執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する条例

(島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

第1条　島本町執行機関の附属機関に関する条例（平成24年島本町条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表町長及び教育委員会の項担任する事務の欄第2号中「(昭和22年法律) 第164号」の次に「第33条の15及び」を加える。

(島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条　島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年島本町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第26条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

(島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め

る条例の一部改正)

第3条 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年島本町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第19条第2項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）

は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わぬことができる。この場合において、家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第19条第3項中「(昭和40年法律第141号)」を削る。

第25条第2項中「保育士(」の次に「大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)

附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の」を加え、「第12条の4第2項」を「第12条の5第2項」に改める。

第4条 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「保育士(」の次に「大阪府の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士及び」を加える。

(島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年島本町条例第23号)の一部を次のように改正する。

第15条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第24条第1項中「保育士(」の次に「大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の」を加え、「第12条の5第5項」を「第12条の5第2項」に改め、「事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあっては、保

育士又は当該事業実施区域に係る」を削り、「国家戦略特別区域限定保育士」の次に「を含む」を加える。

第6条 島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「保育士（」の次に「大阪府の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士及び」を加える。

（島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第7条 島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年島本町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項第1号中「保育士（」の次に「大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の」を加え、「第12条の4第2項」を「第12条の5第2項」に改める。

第14条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第8条 島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第12条第3項第1号中「保育士（」の次に「大阪府の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士及び」を加える。

## 附 則

この条例中第1条から第3条まで、第5条及び第7条の規定は公布の日から、第4条、第6条及び第8条の規定は大阪府が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の26第1項の認定を受けた日から施行する。

## 第35号議案資料

### 島本町執行機関の附属機関に関する条例等の一部改正について

#### 1 提案理由

児童福祉法等及び関係内閣府令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

#### 2 議案の概要

##### (1) 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正（第1条関係）

子ども・子育て会議の所掌事務に関し、所要の改正を行うもの。

##### (2) 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第2条関係）

特定教育・保育施設における虐待等の禁止に関する条ずれについて、所要の改正を行うもの。

##### (3) 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第3条関係）

ア 家庭的保育事業所における虐待等の禁止に関する条ずれについて、所要の改正を行うもの。

イ 家庭的保育事業の利用開始時等における健康診断について、母子保健法上の健康診査結果等の活用に関し、所要の改正を行うもの。

ウ 地域限定保育士制度の一般化に伴い、国家戦略特別区域法の一部改正により削除された地域限定保育士に関し、改正前の同法による地域限定保育士が継続して保育士として従事できるよう、所要の改正を行うもの。

##### (4) 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第4条関係）

地域限定保育士制度の一般化に伴い、大阪府における児童福祉法に基づく同制度運用開始後に速やかに適用できるよう、所要の改正を行うもの。

##### (5) 島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第5条関係）

ア 乳児等通園支援事業所における虐待等の禁止に関する条ずれについて、

所要の改正を行うもの。

イ 地域限定保育士制度の一般化に伴い、国家戦略特別区域法の一部改正により削除された地域限定保育士に関し、改正前の同法による地域限定保育士が継続して保育士として従事できるよう、所要の改正を行うもの。

(6) 島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第6条関係）

地域限定保育士制度の一般化に伴い、大阪府における児童福祉法に基づく同制度運用開始後に速やかに適用できるよう、所要の改正を行うもの。

(7) 島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第7条関係）

ア 地域限定保育士制度の一般化に伴い、国家戦略特別区域法の一部改正により削除された地域限定保育士に関し、改正前の同法による地域限定保育士が継続して保育士として従事できるよう、所要の改正を行うもの。

イ 放課後児童健全育成事業所における虐待等の禁止に関する条ずれについて、所要の改正を行うもの。

(8) 島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第8条関係）

地域限定保育士制度の一般化に伴い、大阪府における児童福祉法に基づく同制度運用開始後に速やかに適用できるよう、所要の改正を行うもの。

### 3 新旧対照表

### 4 施行期日

(1) 2(1)から2(3)まで、2(5)及び2(7)については公布の日

(2) 2(4)、2(6)及び2(8)については大阪府が児童福祉法第18条の26第1項の認定を受けた日

島本町執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する条例  
新旧対照表

○島本町執行機関の附属機関に関する条例（第1条関係）

改 正 案					現 行				
別表（第2条～第4条関係）					別表（第2条～第4条関係）				
執行機関	附属機関	担任する事務	委員の定数	委員の構成	執行機関	附属機関	担任する事務	委員の定数	委員の構成
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
町長及び教育委員会	略	次に掲げる事項について調査審議し、町長又は教育委員会に意見を具申する。 (1) 略 (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号） <u>第33条の15及び第34条の15第4項</u> の規定によりその権限に属させられた事項 (3)～(6) 略	略	略	町長及び教育委員会	略	次に掲げる事項について調査審議し、町長又は教育委員会に意見を具申する。 (1) 略 (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号） <u>第33条の15及び第34条の15第4項</u> の規定によりその権限に属させられた事項 (3)～(6) 略	略	略

○島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（第2条関係）

改 正 案	現 行
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第26条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、 児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特 定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各 号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28 条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲 げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える 行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第26条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、 児童福祉法第33条の10各号</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____に掲 げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える 行為をしてはならない。</p>

○島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（第3条関係）

改 正 案	現 行				
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第14条 家庭的保育事業所等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の<u>10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 <u>家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）</u>は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行なうことができる。この場合において、家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</p> <table border="1"> <tr> <td>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</td><td>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</td></tr> <tr> <td>乳幼児に対する健康診査</td><td>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr> </table> <p>3 第1項の健康診断を行った医師は、その結果等必要な事項を母子健康手帳（母子保健法<u>第16条第1項</u>に規定する母子健康手帳をいう。）又は利用乳幼児の健康を記録する書面に記入するとともに、必要に応じ保育の提供若しくは法第24条第6項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）に勧告しなければならない。</p> <p>4 略</p>	児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断	乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第14条 家庭的保育事業所等の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 <u>家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）</u>は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</p> <p>3 第1項の健康診断を行った医師は、その結果等必要な事項を母子健康手帳（母子保健法（昭和40年法律第141号）<u>第16条第1項</u>に規定する母子健康手帳をいう。）又は利用乳幼児の健康を記録する書面に記入するとともに、必要に応じ保育の提供若しくは法第24条第6項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）に勧告しなければならない。</p> <p>4 略</p>
児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断				
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断				

改 正 案	現 行
<p>(職員)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（<u>大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（_____） _____国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 略</p>

○島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（第4条関係）

改 正 案	現 行
<p>(職員)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（<u>大阪府の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士及び大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（_____大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 略</p>

○島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（第5条関係）

改 正 案	現 行
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第15条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第15条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>
<p>(職員)</p> <p>第24条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（<u>大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する</u>） 国家戦略特別区域限定保育士<u>を含む</u>。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。</p>	<p>(職員)</p> <p>第24条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（<u>_____</u> _____国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士<u>_____</u>。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。</p>
2・3 略	2・3 略

○島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（第6条関係）

改 正 案	現 行
<p>(職員)</p> <p>第24条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（大阪府の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士及び大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第24条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（_____大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。</p> <p>2・3 略</p>

○島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（第7条関係）

改 正 案	現 行
<p>(職員)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、大阪府知事若しくはその他都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したもの（研修計画を定めた上で、島本町内で放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。）でなければならない。</p> <p>(1) 保育士（<u>大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の資格を有する者</u></p> <p>(2)～(10) 略</p> <p>4・5 略</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第14条 放課後児童健全育成事業所の職員は、利用者に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(職員)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、大阪府知事若しくはその他都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したもの（研修計画を定めた上で、島本町内で放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。）でなければならない。</p> <p>(1) 保育士（<u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の資格を有する者</u></p> <p>(2)～(10) 略</p> <p>4・5 略</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第14条 放課後児童健全育成事業所の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

○島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（第8条関係）

改 正 案	現 行
<p>(職員)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、大阪府知事若しくはその他都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したもの（研修計画を定めた上で、島本町内で放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。）でなければならない。</p> <p>(1) 保育士（<u>大阪府の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士及び大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の資格を有する者</u></p> <p>(2)～(10) 略</p> <p>4・5 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、大阪府知事若しくはその他都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したもの（研修計画を定めた上で、島本町内で放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。）でなければならない。</p> <p>(1) 保育士（<u>大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の資格を有する者</u></p> <p>(2)～(10) 略</p> <p>4・5 略</p>

第 3 6 号 議 案

令和 7 年度 教育費補正予算（案）について

教育長に対する事務委任規則（昭和 34 年島本町教育委員会規則第 1 号）第 1 条第 1 項第 12 号の規定に基づき、議決を求める  
す。

令和 7 年 1 月 28 日 提出

島本町教育委員会

教育長 横山 寛



## 令和7年度 教育費補正予算総括表

第36号議案資料

歳入

【単位：千円】

款	項	目	節（説明）	補正前の額	補正要求額	補正後の額	備考
府支出金	府補助金	教育費府補助金	教育総務費補助金 (スクールサポートスタッフ配置事業費補助金)	3,126	△ 1,582	1,544	教員の負担軽減のため学校の校務業務のため配置する人材に係る特定財源。令和7年度においては、大阪府への補助金交付申請を失念し、歳入が確保できなくなつたため減額するもの。
			合計	3,126	△ 1,582	1,544	

※補正前の額等は、今回補正する「説明」に関する金額を記載している。

歳出

【単位：千円】

款	項	目	補正前の額	補正要求額	補正後の額	補正予算要求額における財源内訳				一般財源	
						特定財源					
						国庫支出金	府支出金	地方債	その他		
教育費	教育総務費	事務局費	41,055	2,333	43,388	0	0	0	0	2,333	
		教育センター費	6,978	260	7,238	0	0	0	0	260	
	小学校費	学校管理費	226,237	1,508	227,745	0	△ 1,052	0	0	2,560	
	中学校費	学校管理費	93,524	460	93,984	0	△ 530	0	0	990	
	幼稚園費	幼稚園費	27,275	1,026	28,301	0	0	0	0	1,026	
	社会教育費	文化財保護費	33,055	778	33,833	0	0	0	0	778	
		歴史文化資料館管理費	11,816	316	12,132	0	0	0	0	316	
		図書館費	55,677	676	56,353	0	0	0	0	676	
	合計		495,617	7,357	502,974	0	△ 1,582	0	0	8,939	

※補正要求額には、職員の人物費（給料、会計年度任用職員以外の職員手当等、共済費）は含まない。

※補正前の額等は、今回補正する事業の「節」に関する金額を記載している。

## 歳出内訳説明書

【単位：千円】

目	要求額	事業名	節（細節）	要求内訳	説明
事務局費	2,333	一般事務事業	報酬 (会計年度任用職員報酬)	1,398	事務職1,281、栄養士115、看護師2 (会計年度任用職員の人事院勧告による増額)
			職員手当等 (諸手当)	935	会計年度任用職員期末手当400、会計年度任用職員勤勉手当535 (会計年度任用職員の人事院勧告による増額)
教育センター費	260	教育センター管理運営事業	報酬 (会計年度任用職員報酬)	260	事務職129、支援講師131 (会計年度任用職員の人事院勧告による増額)
学校管理費 (小学校費)	1,508	学校管理事業	報酬 (会計年度任用職員報酬)	1,508	支援員980、校務員446、看護師82 (会計年度任用職員の人事院勧告による増額)
学校管理費 (中学校費)	460	学校管理事業	報酬 (会計年度任用職員報酬)	460	校務員231、特色ある学校づくり支援講師229 (会計年度任用職員の人事院勧告による増額)
幼稚園費	1,026	幼稚園管理運営事業	報酬 (会計年度任用職員報酬)	1,026	園務員188、幼稚園教諭680、幼稚園保育士158 (会計年度任用職員の人事院勧告による増額)
文化財保護費	778	文化財保護事業	報酬 (会計年度任用職員報酬)	476	埋蔵文化財等調査員126、文化財整理作業員350 (会計年度任用職員の人事院勧告による増額)
			職員手当等 (諸手当)	108	会計年度任用職員期末手当48、会計年度任用職員勤勉手当60 (会計年度任用職員の人事院勧告による増額)
		遺跡範囲確認調査事業	報酬 (会計年度任用職員報酬)	115	遺跡範囲確認調査員 (会計年度任用職員の人事院勧告による増額)
		文化財調査活用事業	報酬 (会計年度任用職員報酬)	79	文化財整理作業員 (会計年度任用職員の人事院勧告による増額)
歴史文化資料館 管理費	316	歴史文化資料館管理事業	報酬 (会計年度任用職員報酬)	216	歴史文化資料館館長141、事務職75 (会計年度任用職員の人事院勧告による増額)
			職員手当等 (諸手当)	100	会計年度任用職員期末手当44、会計年度任用職員勤勉手当56 (会計年度任用職員の人事院勧告による増額)
図書館費	676	図書館管理運営事業	報酬 (会計年度任用職員報酬)	279	司書事務補助168、事務職111 (会計年度任用職員の人事院勧告による増額)
			職員手当等 (諸手当)	397	会計年度任用職員期末手当175、会計年度任用職員勤勉手当222 (会計年度任用職員の人事院勧告による増額)
計	7,357			7,357	

## 債務負担行為

[設定]

【単位：千円】

事項	期間 (自) (至)	限度額	限度額における財源内訳					設定理由	
			特定財源				一般財源		
			国庫支出金	府支出金	地方債	その他			
町立小中学校給食用食材購入	令和7年度	189,027	0	0	0	163,234	25,793	令和8年度当初から速やかに購入する 必要があることから、令和7年度中に 納入業者を選定する必要があるため。	
	令和8年度								
町立保育所幼稚園給食用食材購入	令和7年度	35,681	0	0	0	20,934	14,747		
	令和8年度								



第 3 7 号 議 案

訴えの提起について

教育長に対する事務委任規則（昭和 34 年島本町教育委員会規則第 1 号）第 1 条第 1 項第 17 号の規定に基づき、議決を求めます。

令和 7 年 1 月 28 日 提出

島本町教育委員会

教育長 横山 寛

第37号議案「訴えの提起について」の資料は、当日配布・回収いたします。